

糸魚川市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

糸魚川市教育委員会

目 次

- 1. 計画の趣旨・現状 … 1
- 2. 目標 … 2
- 3. 計画の期間 … 2
- 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 … 3
- 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて … 6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員一人ひとりが児童生徒とじっくり向き合い、心を通わせた教育活動を推進するため、教育職員の負担を軽減し、健康な心身でやりがいをもてるような職場環境を実現する。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和4年度に、県の「働き方改革推進プラン」基本方針に準じて、公立学校において時間外勤務一月45時間以内、一年360時間以内を目指すこととし、同年度2月の総合教育会議で「教職員等の働き方改革について(小・中・特支学校)」として、時間外勤務時間削減及び多忙感削減の方策を示し、教育職員の在校等時間の管理及び縮減に取り組んできた。
- こうした取り組みの結果、本市における教育職員の時間外在校等時間時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	33%	3%
中学校	52%	12%
特別支援学校	11%	0%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が、小学校で33%、中学校で52%、特別支援学校で11%となっている。生徒指導(いじめ、不登校、問題行動対応)やそれに伴う保護者対応(勤務時間外の保護者との連絡、面談)などの業務の負担感が大きくなっている。
- 本市の実態としては、継続して次のような課題がある。
 - ① 学校間差が大きい。小規模校に比べ大規模校の時間外勤務時間が長い。
 - ② 校種間差が大きい。小学校に比べ中学校の時間外勤務時間が長い。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。

	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
小学校	67%	80%	88%	95%	100%
中学校	48%	65%	80%	90%	100%
特別支援学校	89%	95%	100%	100%	100%

- 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

	R 8	R 9	R 10	R 11
小学校	45	40	35	30 時間
中学校	45	40	35	30 時間
特別支援学校	45	40	35	30 時間

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 12 日以上にする【データなし】
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 5 %まで減少させる。

【7.9】

3. 計画の期間

- 令和 8 年度～令和 11 年度

※ 年度ごとに成果と課題を検証し、期間中であっても目標や実施する内容を実態に合わせて変更する。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が登校する時間の見直しを推進する。また、学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
 - ・ 交通安全週間等での、朝の街頭指導は地域住民に任せ、学校は勤務時間内での下校指導等に力を入れる。
- ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・ 放課後から夜間における校外の見回りは学校では行わない。
 - ・ 補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負う。学校警察連絡協議会等で認識を確認する。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）
 - ・ 給食費はすでに公会計化している。その他徴収金について、直接業者から保護者が購入するなど、学校を介さない方法を検討する。
- ◆ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
 - ・ 地域学校協働活動に係る関係者の連絡調整等は、学校運営協議会などの地域コミュニティやコーディネーターに委ね、保護者・地域住民の積極的な参画を推進する。
- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・ 苦情等に対応する相談窓口の開設を検討する。それまでの間、学校では対処が難しい事案について、市教育委員会が間に入り対応する。
 - ・ 録音機能付き電話を各校に配備し、過剰な要求、苦情については録音するとともに、内容によっては市の顧問弁護士や警察と連携して対応できる体制を構築する。
 - ・ 業務終了メッセージ付き電話機能を活用し、勤務時間を超えた過度な保護者対応を制限する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ 調査・統計等への回答（「３分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◆ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「３分類」⑦関係）

- ・ 学校が行う場合は、事務職員等の積極的な参画を推進する。

◆ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「３分類」⑧関係）

- ・ 教育委員会と連携を図り、外部の委託業者が行う。

◆ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「３分類」⑨関係）

- ・ 体育館等の地域開放施設の管理業務については、教育委員会事務局において行う。また、水泳授業は期間を短縮する、市営プールの活用を推進する等の例を示し、プール管理の負担を軽減できるように学校に促す。

◆ 校舎の開錠・施錠（「３分類」⑩関係）

- ・ ある教職員に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進する。

◆ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「３分類」⑪関係）

- ・ 輪番制等により、教職員の休憩時間や業務時間の確保を進める。また、地域コミュニティや地域住民等の支援参画を促進する。

◆ 校内清掃（「３分類」⑫関係）

- ・ 児童生徒への清掃指導は、回数や範囲の合理化等を促進するとともに、学校運営協議会と連携し地域住民等の協力を得る。

◆ 部活動（「３分類」⑬）関係）

- ・ ８年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆ 給食の時間における対応（「３分類」⑭関係）

- ・ 給食時における安全指導や食に関する指導は、学級担任だけで担当せず、栄養教諭等他の教職員と組織的に行う。

◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「３分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を児童生徒数の多い小中学校に配置する。
- ・ 校務支援システムの機能を活用するとともに、中学校には自動採点ソフトを導入することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆ 学校行事の準備・運営（「３分類」⑰関係）

- ・ 関係機関との日程調整や物品の準備等について、一部の教職員に負担が重ならないよう、校内で調整する。

◆ 進路指導の準備（「３分類」⑩関係）

- ・ 進学先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進する。

◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑪関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を進め、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年２回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員（学校看護師）、特別支援教育支援員（教育補助員）、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、出欠連絡や配付物の配信等を校務支援システム等を利用して効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、毎年向上させる。
- ・ 勤務時間外の業務終了メッセージ付き電話機能や電話の録音機能を８年度中に全校に設置する。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ １箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接

指導を実施する。

- ・ 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 8 年度中に、学校における定時退校日を月 4 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に 5 日間の一斉閉校期間（土日祝を除く）の設定を行う。
- ・ 早出遅出勤務制度、テレワークの導入について 8 年度中に検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、糸魚川市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムで把握する。また、その他の目標については、各校の休暇簿及び本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らし、課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学

校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。